

## 子育て世代包括支援センターの開設 ～妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援～

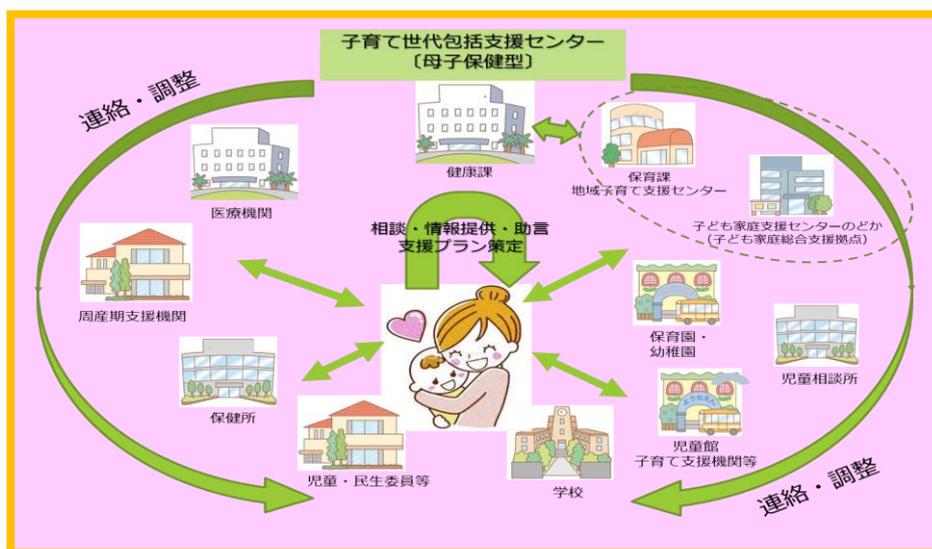
### 1 センター設置の基本的な考え方

- (1) 本市では、これまで、妊娠期から出産期までの間における過度な不安や悩みが生じる時期において、心身ともに負荷がかかり、サポートが得にくい又は特に自ら支援を求めていくことが困難な家庭を対象に、産前・産後ケア事業を実施してきました。
- (2) センター設置にあたっては、これまでのノウハウを活かしつつ、専門職等の体制整備によるコンシェルジュ体制を構築し、関係機関等と連携を図りながら、市民の皆様へ寄り添う支援を行います。

### 2 センターの機能・役割

妊娠期から子育て期にわたり、地域の実情に応じて「専門的知見」「当事者目線」に視点を置き、切れ目のない支援を行います。また、必要なサービスが円滑に利用できるよう関係機関等とのネットワークを構築し、きめ細かな切れ目のない支援を行います。

- (1) 妊産婦等の状況（実情）を継続把握
- (2) 妊娠・出産・育児に関する相談、情報提供・助言・保健指導
- (3) 支援プラン（個別）の策定
- (4) 保健・医療・福祉・教育等関係機関との連絡調整



### 3 センター設置の時期

令和2年度中に設置及び運営開始（保谷保健福祉総合センター内）

### 4 予算額 5,820千円

【問い合わせ先】 健康福祉部 健康課（TEL：042-438-4021）

## 資料のポイント

### 1 子育て世代包括支援センター

「子育て世代包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされ、令和2年度末までにセンターの全国展開を目指すこととされている。

専門職等の体制整備によるコンシェルジュ体制を構築し、妊娠期から出産期までの間に切れ目のない支援を行い、不安や悩みに応じて関係機関等と連携を図ります。

### 2 母子保健関連データ

(1) 妊娠届出数：1,503 件（平成 30 年度）

(2) 産前・産後サポート事業利用状況

専門型：14 件-延べ 45 回、家事型：28 件-延べ 316 回（平成 30 年度）

(3) 新生児訪問：1,322 件（未熟児を除く。平成 29 年度）

(4) 妊婦電話相談：451 件（妊娠届出書に基づく対応のみ。平成 29 年度）